

別記

西日本書

- 一、今後会社ハ現経業負フ経営解雇セガルヤウセラレタレ
- 二、会社ハ現経業負全員ニ貸銀ヲ即時償上セラレタレ
- 三、退職手當即時御定セラレタレ
- 四、四年二回ノ賞与ヲ給与セラレタレ
- 五、皆勤賞与ヲ巡前通り二ヶ月一回トセラレタレ
- 六、祭日大祭日及会社ノ都合ノ停り休業スル場合ノ月給金額ヲ支給セラレタレ
- 七、残業及び日曜出勤ニ付レ特別手當ヲ支給セラレタレ
- 八年二期ノ定期昇給セラレタレ
- 九、歩合制度ヲ各部ニ適用セラレタレ
- 十、朝十時及午後三時休憩時間各三十分迄カヘラレ
- 十一、晝食休憩時間ハ一時間以上休憩六休憩時間以外ノ時間ニ行立ツセラレタレ
- 十二、会社就業員ノ健康診断ノ月一回ツセラレタレ
- 十三、会員人従事負ニ付シ生理休暇ヲカヘラレタレ
- 十四、男子從事員ニシテ出張期間中ハ手當ヲ支給ニ退院後ハ少々特用セラレタレ
- 十五、食堂ノ設備ヲ完全ニセラレタレ
- 十六、脱衣場ヲ完備セラレタレ
- 十七、衛生施設ヲ完備セラレタレ
- 十八、健康保険掛金ヲ会社全額負擔セラレタレ
- 十九、公傷ノ場合ハ特別手當支給セラレタレ
- 二十、年俸ヲ設備セラレタレ
- 二十一、方要求仕可候